

第2回宮崎県人権施策推進懇話会 会議録要旨

1 開催日時

令和5年11月10日（金） 午後1時30分～午後3時

2 開催場所

宮崎県企業局庁舎 県電ホール

3 出席者

【委員（7名）】

佐保忠智 座長、長丸省治 委員、小野浩司 委員、栗坂三枝子 委員、梅津政俊 委員、
重黒木康恵 委員、末崎和彦 委員

【県】

<事務局> 人権同和対策課職員、関係課職員

4 議題

「宮崎県人権施策基本方針」素案について

5 議事要旨

事務局から、「宮崎県人権施策基本方針」素案について説明後、意見交換を行った。
各委員からは、以下の意見等があった。

| | |
|-----|--|
| 委員 | ●新旧対照表の「同和問題」の51ページのところで、インターネット上での差別事象に対するモニタリングを行うとのことだが、これは具体的にどのようなことなのか。 |
| 事務局 | ●10年ぐらい前から、インターネット上の掲示板に、同和地区名を上げるとか、同和地区関係者を誹謗中傷するような事象が発生しており、モニタリングとは、インターネット上の掲示板等に、差別的な書き込みがないか確認するものである。また、そのような書き込みが確認された場合は、掲示板等を法務局等に連絡して、削除要請をしてもらう。 |
| 委員 | ●33ページの「子ども」の施策のAで、「安定した人間関係の下、親権が正しく行使され」の「親権が正しく行使され」が、新方針では削除されているが、その背景は何かあるのか。 |
| 事務局 | ●親権については、関係団体との意見交換の結果を踏まえ、共同親権を含めた様々な議論が行われていることから現時点では記述を控えることにしている。 |

- 委員 ●現行方針では、「性的少数者」だったところが、関係団体からの意見聴取の中で、本当にその表現が適切なのか、抵抗を感じるという意見があり、項目名を「多様な性」に変更したということだが、様々な価値観があり、そういうところに配慮して変えたということで、これはいい見直しではないかと思う。
関係団体から意見を聴取してみないと気づかない、当事者でないと理解できないところがあるので、関係団体との意見交換は非常に有意義なことだったのではないかと思う。
- 委員 ●21ページの「相談支援体制の整備」だが、施策については、相談体制の充実等記載している内容でよいと思うが、過去3回分の人権に関する県民意識調査の結果を見たときに、「人権侵害を受けた時にどのようにしましたか」という質問に対して、特に、県や市町村の行政の相談窓口相談した割合が、調査するたびに減っている。また、「答えたくない」と回答した方が一定数いる。
ここに、「相談窓口を利用する人が少数にとどまっている」とか、「答えたくないという方が一定程度いることを重く受けとめ」というような表現があるとよいのではないか。
- 事務局 ●県や市町村の相談窓口相談した方が減っていること、また、「忘れた、答えたくない」と回答した方が一定の割合でいるという事実があるので、御意見について、掲載できるかどうか検討したい。
- 委員 ●23ページの「女性」の国際社会の取組に、2019年に採択されたILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメント撤廃に関する条約」の採択を入れてはどうか。
- 委員 ●30ページの「子ども」の国際社会の取組に「児童の権利に関する条約」が記載されているが、これは「子どもの権利条約」と言う場合もあるので、「子どもの権利条約」も括弧書きで追記したらどうか。
- 事務局 ●今、御意見のあった2点については、研究してまいりたい。
- 委員 ●新旧対照表の10ページの現行方針の「あらゆる場を通じた推進」にある「総合的に推進」の「総合的に」が、新方針では、「総合的に」は抽象的でわかりにくいためということで、削除されている。ただ、宮崎県人権尊重の社会づくり条例の第1条の目的では、「人権施策を総合的かつ計画的に推進し」となっており、第8条の人権施策基本方針のところでも、「人権施策の総合的な推進を図るため」となっている。

一つ一つの行政施策を強調するのか、全体的にとらえるのかという立場の違いはあるが、ここについては、もう一度文言を検討されてはどうか。

事務局 ● 条例の表現とも整合性を図る観点も含めて、検討してまいりたい。

委員 ● 46ページにある「障がいのある人」の「雇用・就業への支援」のところだが、ここに、法定雇用率を守っていくといった努力義務に関しての言及はしなくてもよいのか。

事務局 ● 当該施策については、現在障がい者計画の方も改定作業を行っており、障がい者計画の記載と合わせた形で、この素案では載せているところであるが、障がい者計画との整合性も考えながら、どこまで具体的に明記できるのか、あるいは個別の対応をしていくのかは、また考えてまいりたい。

委員 ● 「犯罪被害者等」の64ページの(エ)に、国が給付金を支給する制度があるとのことだが、他県では県独自で見舞金のような制度をつくっているところもある。宮崎県として、県独自の見舞金はないのか。

事務局 ● 他県では見舞金制度を持っているところも一部あるが、本県では見舞金制度は導入していない。

国の給付金制度については、現在、給付金額や支給開始までの時期についての課題があるため、警察庁が有識者会議を設置して、その中で議論がされると聞いている。来年の5月ぐらいまでには結論が出ると聞いているので、有識者会議における議論がどのような状況になるかを見据えた上で、判断していくことになるかと考えている。